

## 長電バス株式会社

## 2024年1月21日から日曜日を全便運休とする理由

慢性化する運転士不足が続き、生活交通路線バスを維持するため、貸切バスや高速バスの運転士を生活交通路線に充当させ、路線バスの欠損を埋めているのが現状です。こうした状況が続くと利益部門である貸切バス・高速バス部門が減収となり、路線バスの損失補填ができず、生活交通路線バスを維持することは極めて厳しくなります。

運転士確保については、大型バスの運転体験や沿線市町村に対する運転士確保依頼など手を尽くしていますが、新規採用が予定どおり進まず改善には至っていません。

そのような状況下、繁忙期（冬山シーズンやインバウンド輸送）を迎え、さらには積雪・凍結による運行時分の遅延も予想され、運転士の労働時間がこれまで以上にひっ迫する恐れがあります。

弊社のバス運転士は厳しい労働環境に置かれ、このままでは「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）に定められている1日の拘束時間・時間外労働及び休日労働などの基準に抵触する恐れがあることから、現在の運行を維持することが極めて困難であると判断しました。

これを回避するため、平日のダイヤを土日ダイヤに減便することや、朝夕の運行本数の大幅な減便による労働時間の短縮についても協議をいたしました。が、通学・通勤・通院などに多大な影響を及ぼすことから、不本意ではありますが、比較的影響が少ない日曜日を全便運休し、一部の運転士を平日に振り分け、全体の労働時間を改善すると共に、お客様の多い平日の運行本数を確保することといたしました。

公共交通を担う事業者として、順法精神に則り、改善基準告示を遵守し、国が推進している働き方改革に伴う運転士の労働環境を改善させ、その上でお客様を安全・安心に輸送するための対策です。

今後については、一定（10名程度の純増）の運転士が充足できれば運行再開が可能となりますが、さらに運転士不足が悪化した場合は、今以上の対応が必要となる恐れがあります。

現在、多くのお客様にご利用いただいております。苦渋の決断ではありますが、今回の施策を実施させていただくことで、多大なご迷惑をお掛けすることをお詫び申し上げるとともに、安全輸送、法令順守並びにピーク時の輸送の確保等による対応であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

**1. 【運休する路線】**

別紙一覧表のとおり

**2. 【運休する期間】**

2024年1月21日からの日曜日（運転士が充足されるまで当面の間）

※土曜日・祝日を除く。なお、祝日と日曜日が重なった場合は、運休とします。

## 【参考】

大阪府の路線バス事業者が事業廃止に至った事案

当該社は、弊社と同様、路線バスのほか、貸切バス・タクシー事業を営んでおりましたが、運転士不足の中、生活交通路線バスの運行を最優先に貸切バス部門などから運転士を融通し維持してきたところですが、2年前、貸切バス事業を、今年になってタクシー事業も廃止、それでも運転士不足に歯止めが掛からず、とうとうこの12月をもって路線バス事業の廃止を余儀なくされました。

この事案は、全国の路線バス事業者の典型的な事例として、ニュースでも大きく取り上げられました。

今、全国の生活交通路線バス事業者の賃金は、全産業と比較しても相当低賃金で、労働時間も長く不規則なことから、高賃金の貸切バスや高速バス専門の事業者へと転職する運転士が後を絶ちません。

弊社も状況は同様ですが、これ以上貸切バス・高速バス事業の運転士を融通し、路線バス事業を維持して行くことは限界です。収益の出る事業とのバランスを保つことが企業として必要であることをご理解ください。お願いいたします。

以上